

中島議員。

▼○中島謙二議員▽ おはようございます。本日より一問一答が始まりますが、トップバッターとなります自民党議連の中島謙二でございます。

ただいまから、早速でございますが質問を行いますので、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、外国資本による森林の買収について伺います。

最近、外国資本による森林の買収が拡大し、林野庁と国土交通省がまとめた、2011年、平成23年の買収実績は157ヘクタールで、前年の約3.5倍に増加し、そのうち北海道が108ヘクタールと約7割を占めておりますが、2006年、平成18年からの累計780ヘクタールにおいても、北海道が全体の9割以上を占めているということでもあります。

しかし、読売新聞が今春、都道府県を対象に実施した調査では、買収面積は1,100ヘクタールに達していると報道しております。また、中国企業などが仲介する日本企業の名義で買収する事例も表面化しており、調査結果は氷山の一角にすぎないとも考えられ、今後の森林保全に関し必要な規制を検討すべきではないかと考えております。

そこでまず、島根県における外国資本による森林の買収事例があるのかどうか、農林水産部長に伺います。

▼○議長（原成充）▽ 原農林水産部長。

▼○農林水産部長（原仁史）▽ 外国資本による森林買収に関する情報の収集につきましては、林野庁からの照会により、平成22年10月以降、3回の調査を行っています。その結果、平成18年1月から平成23年12月までの期間におきまして、島根県では外国資本による森林の買収事例は確認されておられません。

なお、市町村に対しましては、外国資本による森林買収に関する情報について、随時の報告をお願いしております。また、県の関係部局間においても情報の共有に努めているところでございます。

▼○議長（原成充）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ ところで、昨年4月に森林法が改正され、本年4月から、森林を取得した場合は届け出が必要となっておりますが、その森林法改正の目的及び改正内容について、農林水産部長に伺います。

▼○議長（原成充）▽ 原農林水産部長。

▼○農林水産部長（原仁史）▽ これまで国土利用計画法に基づく森林取得の知事への届け出は、森林を含む一定面積以上、例えば都市計画区域外でありますと1ヘクタール以上、そういった面積の土地を買収した場合に限られておりました。本年4月から施行されました今回の森林法改正では、森林の面積を問わず、新たに森林の土地の所有者になった場合に市町村長に届け出を行うこと

が義務づけられたところでございます。この改正は、近年の外国資本による森林買収の動きを踏まえ、外国資本を含めた森林所有者の把握を進めることを目的として行われたものでございます。

なお、今回の森林法改正では、森林取得の届け出のほか、森林所有者等が作成する森林経営計画制度の新設などが改正の大きな柱となっているところでございます。

以上です。

▼○議長（原成充）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 今改正森林法の目的について御説明をいただきましたけれども、今回の法改正は、外国資本の森林取得の実態把握のためには確かに一歩前進したように思っておりますけれども、その届け出は結局事後に取引を把握することになるため、まだまだ十分とは言えない状況ではないかと思っております。しかし一方、外資の誘致が地域経済の活性化に果たす役割も少なくないため、今後外資の適正な投資を促すよう、島根県を含め、全国の行政の目が届かない森林取引を放置しないようなルールづくりが必要となってくるものと私は考えております。

ところで、過去の本会議における質問において、島根県においては、外国資本の森林取得に関連して島根県内の地下水の保全と利用について調査検討するため、関係する部局が連携すると答弁されておられますが、その後の関係する部局の連携の状況について、環境生活部長に伺います。

▼○議長（原成充）▽ 伊藤環境生活部長。

▼○環境生活部長（伊藤修二）▽ 昨年12月に、県庁内の関係課で地下水取得等の連絡会議を設置いたしました。その会議では、国や他県の動向、さらには県内の地下水取得の状況などについて情報共有を図っているところでございます。

国の動きといたしましては、先ほどございました森林法の改正に加えまして、地下水の利用の規制に関する緊急措置法案、この法案が現在継続審議となっておりますほか、水循環に関する法案が検討されているというふう聞いております。

また、県内の状況としましては、今年度から北海道と埼玉県で水源地域の土地取引を、また熊本県では地下水の取得を規制する条例を施行されるなどの動きがございます。一方、県内の地下水取得については、昨年からの特段の変化は生じていないという状況でございます。今後も引き続きまして関係部局が連携をして、国、他県の動向を注視するとともに、県内の情報把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

▼○議長（原成充）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▼ 今説明された連絡会議において、情報把握及びその情報の共有化を積極的に行うことにより、今後島根県内の水資源の外資からの保全を確実に図っていただくことをお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

それでは次に、がん登録について伺いたいと思います。

先月の5月11日、12日に、東京において、全国から患者関係者、都道府県議会議員、医療提供者、行政担当者など、がん対策にかかわる方々が一堂に集い、「都道府県第2期がん計画を、六位一体でよりよいものに」をテーマにがん政策サミット2012が開催され、私も島根県議会がん対策推進議員連盟の一人として参加してまいりましたが、そこでは、今年度、各都道府県で策定される予定の次期がん対策基本計画について、関係者間で情報提供や情報交換が行われております。

また、今回はこの政策サミットに先立ち、超党派の国会議員で構成される国会がん患者と家族の会総会が、サミットの会場で「地域がん登録の体制整備を考える」というテーマで開催されております。その中で、本年3月に示され、先日、6月8日に正式に閣議決定され公表されました、国の第2期のがん対策推進基本計画について説明が行われておりますが、このがん対策推進計画については、平成19年に第1期の計画が平成18年に制定されたがん対策基本法に基づき策定され、がんによる死亡率の減少を全体目標として、その計画に基づき、さまざまな対策が取り組まれてきております。そして、今まで行ってきた対策についての成果や課題等に基づき、新たな第2期がん対策基本計画が策定されておりますが、そこでまず、国の第2期のがん対策推進基本計画の取り組むべき重点課題及び全体目標について健康福祉部長に伺います。

▼○議長（原成充）▼ 布野健康福祉部長。

▼○健康福祉部長（布野典男）▼ まず、取り組むべき重点課題といたしましては、治療における放射線療法、化学療法、手術療法のさらなる充実と、これらの専門的に行う医療従事者の育成や、がんと診断されたときからの緩和ケアの推進、またがん登録の推進の3項目が引き続き掲げられておりますが、今回新たに、働く世代や小児へのがん対策の充実が追加されたところであります。これは、がんに罹患したことに起因する就労を含めた社会的な問題などの対応や、小児でもがんは病死原因の第1位であることによります。

次に、全体目標としましては、がんによる死亡者の減少や、すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上が引き続き掲げられており、今回新たに、がんになっても安心して暮らせる社会の構築が追加となりました。

▼○議長（原成充）▼ 中島議員。

▼○中島謙二議員▼ 先ほど少し触れましたけども、国会がん患者と家族の会

の総会では、地域がん登録について説明があったほか、参加者による意見交換が活発に行われております。また、がん登録の必要性を説明する国会議員からは、第2期がん対策推進計画には個別目標としてがん登録の実施について掲げてあり、今後がん登録の法整備を行っていききたいとの話がございましたけれども、県はがん登録の必要性についてどのように考えておられるのか、また全国におけるがん登録の現状及びがん登録の法整備に向けての状況について、あわせて健康福祉部長に伺います。

▼○議長（原成充）▼ 布野部長。

▼○健康福祉部長（布野典男）▼ まず、がん登録の必要性につきましては、地域がん登録は医療機関のがんの診療情報を県単位で集計し、県内のがんを把握する仕組みで、島根県では平成22年度から実施しております。この仕組みは、県内で毎年どのくらいの方が新たにがんと診断されているのかなどの、がんについての基本データを把握するためのものであります。県ががん対策を実施する上で、欠かすことができないものと考えております。

次に、地域がん登録の全国的な状況につきましては、現在45の道府県で実施されておりますが、今年度中にすべての都道府県が実施する予定であります。しかしながら、医療機関に届け出の義務がないことから、すべてのがん患者が登録されていない状況で、都道府県間でも登録の状況に差があります。そのため、国際比較で用いられます我が国のがんの5年生存率は、長年の実績と登録漏れが少ないことから、宮城県、山形県、新潟県、福井県、大阪府、長崎県の1府5県の地域がん登録のデータが利用されている状況であります。

次に、法整備に向けましては、国のがん対策推進協議会で、すべてのがん患者の情報を全国統一的に集約するためには法制化が必要との意見が出されたところであります。こうした状況を受けて、国のがん対策推進基本法では、地域がん登録の公的位置づけの検討もされているところであります。

▼○議長（原成充）▼ 中島議員。

▼○中島謙二議員▼ 今がん登録の必要性と現状について説明がございましたが、ここで重要なのは、何と驚いたことに、今までのがん登録、今まで使われてるデータは1府5県、たった6つの府県のデータしか使われてなかったという大きな問題点をはらんでるということでございますので、今後当然ながらがん登録をしっかりと行って正確な実態を把握することが、これからのがん治療にとって非常に重要な作業であることは言うまでもないように思っております。しかし一方で、その登録作業の負担の問題や、今後がん登録の質の向上が必要となることなど、さまざまな課題があるとお聞きしておりますけども、現在の県のがん登録の課題及びその対策についてどのように考えておられるのか、健康福祉部長に伺います。

▼○議長（原成充）▼ 布野健康福祉部長。

▼○健康福祉部長（布野典男）▼ 本県におきます地域がん登録の課題につきましては、現在の県のがん対策推進計画におきまして、地域がん登録を実施する医療機関の目標数として47病院を掲げております。これは、県内の全54病院のうち精神単科病院等を除いたものであります。それに対しまして、現時点で28病院という状況であります。この背景には、医療機関におきまして登録する体制が整わない状況があり、診療記録、診療情報などに関する知識を持った登録実務者の養成が課題となっております。こういった課題に対しまして、現在がん登録研修会を実施し、登録実務者の養成を行っておりますが、今後も引き続き研修会を実施していくことにより、がん登録を実施する医療機関をふやし、地域がん登録の拡大に努めてまいります。

▼○議長（原成充）▼ 中島議員。

▼○中島議員二議員▼ がん登録については、先ほど申しましたようにわずかな6府県のデータで生存率が語られとったということでございますので、小児がんからさまざまながんがございますが、できるだけ多くのデータがあって、当然その中で生存率がきちっと出てくるわけでございますし、ほかの問題点あるいはがんのいろんな治療にも役立つ、そういうぐあいに思っておりますので、ぜひ島根県も積極的に取り組んでいただきたいということをお願いをして、次に移りたいと思います。

次に、発達障がいについて伺いたいと思います。

発達障がいにつきましては、平成17年4月より発達障害者支援法が制定され、その発達障害者支援法に基づいた取り組みがスタートしております。この発達障害者支援法では、これまで制度の谷間に置かれていて必要な支援が届きにくい状態となっていた発達障がいを、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものと定義し、支援の対象となっております。

また、この発達障害者支援法は、発達障がいのある人が生まれてから年をとるまで、それぞれのライフステージに合った支援を受けられる体制を整備するとともに、この障がい幅広く国民全体に理解されることを目指しております。

そのような目的を持った発達障害者支援法に基づき、島根県においてもさまざまな取り組みが行われており、私も本会議において、それらの発達障がい者に対する県の取り組み等について何度か質問を行ってきた中で、その取り組みの成果が着実に上がっていることを実感しているところであります。

しかし、そのような中、先般、大阪維新の会大阪市議団が提案を予定しておりました家庭教育支援条例の原案において、乳幼児期の愛着形成の不足が軽度

発達障害またはそれに似た症状を誘発する大きな要因と明記していることが明らかとなり、大阪維新の会大阪市議団は多くの批判を受け、その条例案の議会提出を撤回するという非常に残念な出来事があったところであります。そもそも発達障がいとは脳の先天的な機能障がいであって、親の育て方やしつけが原因でないことは明らかですが、このたびの大阪維新の会大阪市議団の家庭教育支援条例原案に、発達障がいに関し先ほどのような記載がなされたことは、いまだに発達障がいに対する理解が国民全体に進んでいないということをお知らせしているように私は考えております。

そこでまず、改めて発達障がいの特性について、健康福祉部長に伺います。

▼○議長（原成充）▼ 布野健康福祉部長。

▼○健康福祉部長（布野典男）▼ 発達障がいの特性についてでございますが、国の情報機関や研究者の見解によりますと、具体的な特性としまして、まず自閉症、アスペルガー症候群は、視線を合わせて会話をすることが困難であったり、話の流れや文脈が理解できず、言葉どおりに受け取ってしまい、トラブルになったりするなど、社会性やコミュニケーション能力に障がいがあります。また、極端なこだわりがあり、いつものパターンと違ったことが起こってしまうと、不安になってパニックになったりする特性があります。注意欠陥多動性障害ADHDは、極端に物忘れが多かったり、じっと席に座っていることが困難であったりする特性があります。また、学習障害LDは、読み、書き、計算などの特定の領域だけが全体の能力に比べ極端に劣っているなどの特性があります。いずれの特性につきましても、だれでもある程度は持っているものであり、外見だけでは脳の障がいとわかりにくく、独特の行動を、わざとやっている、怠けている、態度が悪い、変わり者などと誤解されやすい障がいと言われております。

▼○議長（原成充）▼ 中島議員。

▼○中島議員二議員▼ 今特徴をお答えいただきましたけども、この発達障がいは、先ほど申しましたように先天的な脳の機能障がいであり、そのため予防はできないものと考えられますが、学童期から思春期にかけて親や学校の不適切な指導や周囲の人々の無理解があった場合は、不登校やひきこもり、反社会的な問題行動、うつなどの精神症状、不適応行動や身体症状などの2次障がいを起こしやすくなるようであります。

しかし、この2次障がいは、子どもたちに大きな影響を与えない環境を整えることにより、その症状の予防や改善につながることができるものと考えられております。したがって、2次障がいを予防するためには、学童期までの健診により発達障がいを早期に発見することが極めて重要であります。また、そのためにも、当然ながらその健診を受ける機会が多いほど早期発見につながるもの

と私は考えておりますが、県は早期発見についてどのように考えておられるのか、またその取り組みの状況について、健康福祉部長に伺います。

▼○議長（原成充）▼ 布野健康福祉部長。

▼○健康福祉部長（布野典男）▼ 発達障がい等の早期発見につきましては、適切な支援に向けて大変重要な課題であると認識しております。現在、全市町村では、1歳6カ月児健診や3歳児健診などにおきまして、小児科医、保健師、臨床心理士などの専門職を配置し、問診や診療を行っております。その中で、言葉のおくれや視線が合わないなど気になる子につきましては、専門医による発達相談、発達クリニックと行っておりますが、につなげ、早期発見に取り組んでおります。

しかし、こうした活動の中におきましても、この障がいのがわかりにくい特性から、早期発見、支援につながらないケースが少なからずあり、課題と認識しております。このため、県ではこれらの早期発見、及びその後の支援にかかわる保健師や保育士などのさらなる専門性の向上が必要と考え、継続して各種研修を実施し、関係職員のスキルアップに努めているところであります。また、今年度から開始しました、さまざまな子どもの心の問題や発達障がいに対応することを目的とした子どもの心の診療ネットワーク事業におきまして、健診を担当する小児科医などに対する専門研修を計画しておるところであります。

以上であります。

▼○議長（原成充）▼ 中島議員。

▼○中島謙二議員▼ 私は個人的には、健診をもっと谷間の5歳とかやったほうがいいように思うわけですが、専門的な知見もいろいろございますので、これは次にゆだねることにして、できるだけ、当然ながら連携をして健診が多いほうが、早く発見できたら、これは当たり前なことじゃないかと思っておりますので、またこれからそのことについては要望していきたいというぐあいに思っております。

それでは最後に、ふるまい向上プロジェクトについて伺います。

ふるまいとは、礼儀、作法、あいさつ、しぐさ、モラル、ルール、しつけ、道徳、倫理観、生活行動、生活動作や思いやりの総称とされておりますが、島根県では、親子の触れ合いや地域と子どもたちとのつながりを中心とし、平成22年度より本年度の24年度まで、島根県ふるまい向上推進県民運動協議会、島根県、島根県教育委員会及び島根県警察本部が連携し、ふるまい向上を合い言葉に、社会全体ですべての年代でふるまいを向上させる取り組みであるふるまい向上プロジェクトを展開しておられます。

そこでまず、今までの取り組み状況について教育長に伺います。

▼○議長（原成充）▼ 今井教育長。

▼○教育長（今井康雄）▼ 今御紹介いただきましたが、この2年間、ふるまい向上プロジェクトということで、学校やPTAなどの学校教育関係者、また公民館、青少年健全育成協議会などの社会教育関係者などと協力いたしまして、ふるまいの向上の視点に立ったさまざまな活動に取り組んでまいりました。県では、ふるまい向上のための指導資料の作成、あるいはふるまい向上コーディネーターの幼稚園、保育所などへの派遣、それから親学プログラムと行っておりますが、親としての役割、子どものかかわり方を学ぶ研修講座、こういったことを開催してまいりました。また、地域におきましては、学校、家庭と連携を図られまして、あいさつ運動や宿泊体験活動、地域清掃活動といった取り組みが行われてまいりました。

以上です。

▼○議長（原成充）▼ 中島議員。

▼○中島謙二議員▼ 今御説明いただきましたように、今までふるまい向上に向けてさまざまな取り組みが行われておりますが、それらの取り組みによる成果や今後の課題について、教育長に伺います。

▼○議長（原成充）▼ 今井教育長。

▼○教育長（今井康雄）▼ 成果といたしましては、教職員のふるまい向上に対する意識が高まってきたと思っております。それから、子どもたちが生徒会活動としてみずから企画して取り組んでいる、そういう学校もございます。そうした活動を通して、児童生徒のあいさつや人を思いやる言動も多く見られるようになったのではないかとこのように思っております。また、町単位でも、吉賀町や隠岐の島町のように町全体でふるまい向上に取り組んでいる事例も見られます。このように、学校関係や社会教育関係ではこのふるまいの取り組みが広がってきているというふうに思っておりますが、一方では、県民の方々へのこの運動の浸透と、こういった面ではまだまだ十分ではないと感じております。今後の課題であると思っております。

▼○議長（原成充）▼ 中島議員。

▼○中島謙二議員▼ このふるまい向上プロジェクトは今年度が最終年度となりますが、今御説明された今までの取り組みの成果や問題点を踏まえて、最終年度となる今年度はどのような取り組みを行っていくか、教育長に伺います。

▼○議長（原成充）▼ 今井教育長。

▼○教育長（今井康雄）▼ 今年度、3年目になるわけですが、今年度はこれまでの取り組みの中で要望が多い、あるいは成果も出ていると、こういった事業を重点的に実施してまいりたいと考えております。

具体的には、ふるまい向上指導員を県内の幼稚園、保育所等に派遣をいたし

まして、職員、保護者の相談や助言に当たってまいります。それから、先ほどの親学プログラム、これの指導者の養成に引き続き努めてまいります。それから、公民館でのふるまい向上に対する取り組みを支援をしてまいりたいと考えております。

また、神話博しまね、開催されますが、こういった機会を利用いたしまして、県外から訪れる人たちへの広報とあわせまして、県民の方々への周知も図ってまいります。具体的には、7月中旬から、市町村の取り組みを紹介いたしましたポスターを県内の公共交通機関等に掲示をしたいと考えております。また、神話博開会時には小中学生のボランティアが会場で来場者を迎えると、こういった取り組みもしたいと考えております。

▼○議長（原成充）▼ 中島議員。

▼○中島謙二議員▼ 私は、ふるまいとは日々の暮らしの中で、自然なしぐさや表情、心遣いなど、特に意識することなくあらわれる状態になってこそ、本物ではなからうかと考えております。そのような観点から、このふるまい向上県民運動は、本来我々日本人が備えていたよい意味でのつつましさや奥ゆかしさなど、現代社会の中で失われがちな人としての美しさをいま一度見詰め直し、島根の子どもたちに伝えることで、他の地域にない島根の宝となるよう、これからは長く取り組む必要があるように考えております。

また、そのことが県外から来県された方々が、島根に来てよかった、また来てみたい、さらには島根に住んでみたい、ひいてはUターンを始め、地域に生まれた子どもたちが地域で暮らしたい、また仮に県外へ出ていったとしても、いつか帰りたいといったことにつながっていくように考えております。

そこで、今年度までとなっているふるまい向上プロジェクトでありますけれども、今後も「しまねのふるまい」として、その運動を長く続けていくべきと私は思いますが、県はどのように考えておられるのか、教育長に伺います。

▼○議長（原成充）▼ 今井教育長。

▼○教育長（今井康雄）▼ ただいま議員からもございましたこのふるまい、礼儀とか作法、ルール、規範意識、人を思いやる心と、そういったことをふるまいと称しておりますが、このふるまいは、年代を問わず必要なことであるというふうに思っております。特に子どもたちにとりましては、人間性を形づくる基本ともなる大切なことであるというふうに思っております。このふるまいを島根の文化とするためにも、世代を超えて長く引き継いでいくことが大切なことだというふうに思っております。

本年度までの取り組みによりまして、学校や地域においてふるまいの大切さを広げていこうという機運が高まってきたというふうに思っております。来年度以降も、形はともあれ地域や企業などの協力を得ながら、息の長い取り組み

となるよう続けてまいりたいと考えております。

▼○議長（原成充）▼ 中島議員。

▼○中島謙二議員▼ ぜひ引き続き、先ほど申しましたように「しまねのふるまい」として長く続けていっていただきたいというぐあいに思います。

ところで、この7月21日から神話博しまねが開催され、県外からも多くの皆さんが来県されると思いますが、知事は、今議会の初日の13日の本会議において提案理由説明の中で、県民の皆さんとともに、おもてなしの心を持って観光客の方々をお迎えし、島根の古き文化、歴史と豊かな自然の魅力を知っていただき、島根に何度もお出かけいただけるよう努めてまいりますと述べられておられますが、まさに今まで取り組んできたふるまい向上県民運動の成果が、観光客を迎えるおもてなしに示されるときだと思えますけれども、最後に知事の所感をお伺いしたいと思います。

▼○議長（原成充）▼ 溝口知事。

▼○知事（溝口善兵衛）▼ 議員が触れられたわけでありますけれども、ふるまいは、それぞれの人の礼儀作法、あいさつであり、しぐさであり、モラルでありルールであり、しつけであり道徳であり、倫理観であり、生活行動であり生活の動作であり、全体としてそういうものの総称と、こういうことでありますが、やっぱりふるまいがいいということは、ほかの人にとって気持ちがいいということだろうと思います。あるいは、困っている人に親切にしてあげる、そういうことでありまして、私は、島根県にはそういうものがよく残っている地域であると。豊かな自然が残っておりますし、古い歴史文化も各地に残っております。そういう中で、あったかい人間と人間の関係、そして個人個人のあったかいふるまい、そういうものが島根の魅力であるわけでありまして。そういう意味におきまして、教育委員会が数年かけて子どもたちのふるまいの向上運動をしてきたということは、大変いい活動であるというふうに思うわけでありまして。

私どもも、知らないところに行くと不安があったり困ったりすることがあるわけですが、そういうときに土地の人から声をかけられたり、あるいは親切にしてもらって、これはもう本当に旅のいい思い出になるわけでありまして、そういうところにはまた行ってみたいと、こういう気持ちがわくわけでありまして。今回の神話博におきまして、子どもたちがそうした活動もしてくださるということでありまして、県民全体となって、お買い物をするときに店員の方が親切である、あるいは泊まったところの方々が親切にふるまわれる、あるいは町で知らない人が困っていることに対して助ける、これがやはり地域全体の魅力につながるわけでありまして、こうしたふるまいの活動と申しますか、自然にできるように、さらにいろんな形、やり方があると思えますけれども、ぜひ進めるべき課題であるというふうに思います。県もできるだけ、支援するという

のも変ですけども、一緒になってやってまいりたいというふうに考えてるところであります。

▽○議長（原成充）▽ 中島議員。

▽○中島謙二議員▽ ありがとうございます。これから始まる神話博しまねが、島根県民の、知事も申されておりましたようにおもてなしの心によって大変すばらしいものになることを心から期待をして、以上で私の質問を終了いたします。ありがとうございました。（拍手）